

JBWA

*** NEWS LETTER No.3 ***

発信日：平成 19 年 5 月 16 日

発信元：日本ボトルウォーター協会

No. 00020010

I. 理事会報告

2007年4月20日、株式会社ナック本社にて定期理事会が開催されました。

以下の案件について審議がなされましたのでご報告いたします。

- ・ 第 1 期収支報告の件

承認されました。

- ・ 顧問契約更新の件

平成 19 年 3 月 31 日をもって契約期間満了。

引き続き 1 年間の延長が承認されました。(平成 20 年 3 月 31 日までの一年間)

- ・ **【ウォーターサーバースタンダード】**(=協会のウォーターサーバー規定)の導入。《別添》

承認されました。

- ・ ウォーターサーバーメンテナンス規定の件

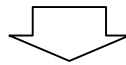
当協会認定の『ウォーターサーバーメンテナンス技術研修』の受講を通じて、協会会員に啓蒙していく。

- ・ 年会費のあり方および徴収方法についての件

従量部分の導入について、より具体的な審議がなされました。(以下)

(正会員・準会員)

現行:年会費(正会員:100,000 円, 準会員:30,000 円)を、年 1 回徴収。



改定:年間通信費(定額)+メンテナンス認証シール代金納付(従量制)の 2 本立て。

年間通信費:3,000 円、メンテナンス認証シール:20 円/枚。

(賛助会員)

変更無し(年間:50,000 円)

※ 『メンテナンス認証シール』の取扱い開始時期、および注文方法、代金の請求などにつきましては、準備が整い次第、事務局よりあらためてご案内いたします。

シール見本



- ・ HACCP 認証の取得について

ボトルウォーターは、HACCP の認証取得プラント若しくは、準じたオペレーションを実施しているプラント(=HACCP 対応プラント、HACCP 導入プラント)での生産が望ましい。当協会会員のクリスタルクララグループ直営プラントが、他に先駆け厚生労働省認証の HACCP の認証取得を目指し準備を始めていく。

II. 活動報告

- ・経済産業省訪問

当協会の設立目的、活動内容を交え、ボトルウォーター事業全般における事業内容、業界動向を説明しました。併せて市場に参入しつつある **POU** に関する情報提供も行ないました。今後は、ウォーターサーバーを中心とした機材の新商品に対する窓口として、意見交換を行なっていく事となりました。また、当協会のウォーターサーバーメンテナンス規定に則った方法でクリスタルクララグループが行なった先行テストの報告をいたしました。大きな関心を頂くとともに、業界全体での早期実施の実現に向けて御要望もいただきました。また、今回の訪問を通して、この事業への期待の大きさも実感いたしました。

- －POU の動向－

現在、日本市場に出回っている POU 型サーバーは、ほとんどがウジンジャパン(コーエイ株式会社)の製品。POU は、拡大傾向にあるものの、HOD と POU ではターゲットとなる市場が異なるため、影響は少ないと推測される。

- －POU について－

POU(Point of Use の略)。ルーツは古く、米国で HOD のデリバリーが出来ない地域用に開発され、当初は HOD 用のウォーターサーバーを改造し用いられた。今から8年程前にヨーロッパでも、市場を形成しはじめ、その後韓国においても市場を拡大していった。多目的商業施設やレストランなど、ヘヴィユーザーを中心に市場を形成している。JBWAは、その動向に注視していく。

- ・エバック社(Ebac Ltd) 来訪

4 月 16 日、英国サーバーメーカー最大手“エバック社”が、当協会事務局を訪れました。同社は、年内中に日本支社を開設し市場参入を目指している。今回は、日本市場への参入にあたり、当協会への表敬訪問でありました。

- ・ゼニス・インターナショナル社(Zenith International Ltd) 来訪

ゼニス・インターナショナル社は飲料水の市場に特化した世界最大のマーケティングリサーチ&コンサルティング会社です。4 月 12 日、同社の調査部長が当協会を訪れ、日本の HOD 市場におけるヒアリングを受けました。同社によると、世界市場における日本市場の拡大は顕著であり、今回は初めて日本市場の詳細な調査を行なう事になり、HOD 市場を始めとする日本の飲料水市場調査の目的での訪問でありました。

Ⅲ. その他

・各連絡協議会の動向

ヨーロッパの最近の動向として、公的な上水道機関が、ボトルウォーターに対してネガティブキャンペーンを行なっています。これは、スイスの上水道およびガス協会の論文が発端となっています。内容としては、ボトルウォーターを購入している層は、環境破壊をしていると結論付けています。ボトルウォーターは製造から、その流通過程において、多大なエネルギー損失を引き起こしている。よって、水道水を飲み、環境破壊を防ぎましょうというキャンペーンです。一方、米国においては、初めて塩素に対する発ガン性が発表されました。今までは、水道水に含まれる塩素化合物(塩素+有機物)に発ガン性があるとされてきましたが、今回の発表は塩素自体に発ガン性があるという点が異なります。このような水道水とボトルウォーターの議論は、今後大きくなって行くと思われませんが、日本では水道法の根底に関わる事もあり、注視していく必要があるでしょう。

・協会のコンベンション

今期インドにて開催予定でありました ABWA(アジアミドルイーストボトルウォーター協会)のコンベンションは、来期に延期となりました。これは、EBWA(ヨーロッパボトルウォーター協会)のコンベンションが同時期に開催されるため、参加事業者の負担軽減を考慮しての措置です。現段階の情報では、10月1日～3日ポーランドでの開催が予定されております。当協会では、研修の一環として会員の皆様のご参加を募っていく予定でありますので、詳細な情報が入り次第、あらためて御案内いたします。

・当協会と各エリアの協会について

当協会は、ABWA のメンバーとして活動しており、その ABWA は、各エリア協会の連絡協議機関である ICBWA の構成メンバーです。ICBWA は、各エリア間の情報交換、世界的規模における市場情報の発信の場として機能しており、本部をカナダに置いております。当協会理事長の寺岡は、ABWA 副会長にも就任しておりますが、来期は ICBWA 役員にも推薦されており、積極的な参加も視野にいれております。

ーICBWA 傘下の各エリア協会ー

- ・ ABWA…アジアミドルイーストボトルウォーター協会
- ・ ABWI…オーストラリアボトルウォーター協会
- ・ CBWA…カナダボトルウォーター協会
- ・ IBWA…北米ボトルウォーター協会
- ・ EBWA…ヨーロッパボトルウォーター協会
- ・ Codex Alimentarius…業界のメーカーおよび業者の参加協会

ウォーターサーバー・スタンダード
(Water Servers Standard)

平成 19 年 4 月 20 日制定

第1章 ウォーターサーバー規定

1. 適用範囲

ウォーターサーバー（以下、サーバーという）とは、冷却または加熱能力を持ち飲料水をコップ等に供給する装置のことをいい、飲料用のボトルを装填して使用する機器について規定する。

2. 構造

- a. サーバーは容易に洗浄ができる構造であること。
- b. サーバーの部品および構造は関連法規に適合していること。
- c. サーバーへのボトル装填時は、飲料水が直接外気に触れない構造であること。
- d. 冷水および温水タンク内は、製造事業者が設定した温度に制御されていること。
- e. 外気からの空気取り入れ口をもつものは、エアフィルターが設置されている構造であること。
- f. 冷水および温水コックは、適切に洗浄できる構造および形状であること。

3. 安全性

- a. 水との接触材料はすべて、食品衛生法に適合していること。
- b. 取水した飲料水については、水道法の水質基準に適合していることが望ましい。

第2章 ウォーターサーバーメンテナンス規定

1. 適用範囲

ウォーターサーバー（以下、サーバーという）を使用するうえで、衛生面において安全性を維持する事を目的とし、サーバーのメンテナンスを適正に行なうことを定め規定する。

2. 要求事項

- a. メンテナンスに携わるものは、当協会が認定した講習を受講し資格認定を受けなければならない。
- b. サーバーを清潔に保ち良好な状態を保持するため、事業者が推奨する定期的なメンテナンスを実施しなければならない。
- c. 当協会のメンテナンスマニュアルに基づき有資格者またはその指導の下、実施しなければならない。
- d. メンテナンスを施したサーバー本体に、J BWA認定の証(シール)を貼付しなければならない。
- e. サーバー毎にメンテナンス施工日の記録を残さなければならない。また、当協会が求める時はそれを開示しなければならない。
- f. メンテナンスを施す時は、作業場所の衛生状態に配慮し行わなければならない。

その他 補足事項

1. 当協会会員は消費者に対して、ウォーターサーバーの正しい使用方法について適時指導しなければならない。設置場所についての指導や、容器を衛生的に交換すること、冷水および温水コックを清潔な状態に保つことについての指導は重要となる。

2. ウォーターサーバーの設置場所としては、以下の環境は望ましくない。
 - ・ 汚染リスクがある環境区域。
 - ・ 戸外または直射日光があたる区域。
 - ・ 埃が多い場所、換気状態の悪い場所。
 - ・ 起伏のある場所、傾いた場所、またはトイレに極めて近い区域。
 - ・ 著しく湿った区域、水が滴下する区域、または足元に水がたまる区域。
 - ・ 通路または、避難通路。
 - ・ 放熱物の正面、温風排出口の正面。
 - ・ 当協会会員がアクセス出来ない区域。

3. 当協会会員は全てのウォーターサーバーの目立つ場所に、会員の名称・住所・連絡先を表示しなければならない。